



令和3年8月11日

東金市長 鹿間 陸郎 様

九十九里町長 大矢 吉明 様

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター
評価委員会委員長 鈴木 紀 彰

意 見 書

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの第3期中期目標の期間の終了時の検討について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第30条第2項の規定による地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターは、高度で安定した医療を提供するとともに、地域の医療水準の向上に寄与しており、地域の中核病院としての役割を果たしている。また、第3期中期目標の期間の終了時に見込まれる業務実績においても、概ね中期目標を達成していると認められる。

以上のことから、業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般については、地方独立行政法人の形態で引き続き業務を行うことが適当と判断する。

なお、依然として厳しい経営状況が続いており、次期中期目標期間においては、経営改善に向けて具体的な対策の検討が必要である。また、不適切な業務運営については、早急に必要な改善を行い、地域から信頼される病院となっていたいただきたい。

以上